

「中国ビジネス法制の実態」特集に当たって
(日中学術シンポジウム)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-10-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朱, 曄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00007446

■ 日中学術シンポジウム ■

「中国ビジネス法制の実態」特集に当たって

朱 曄

日中両国は一衣帯水の隣国であり、中国の改革開放政策が実施されて以来、日中間の経済関係がますます密接となった。そして、両国間の経済活動が活発化するとともに、各種の法的トラブルも増加しつつある。

こうした動向の中、多くの中国に進出する企業を抱える静岡県では、弁護士など法律専門家による法的支援が期待されている。そこで、2012年春、静岡県弁護士会は、中国浙江省の律師協会と友好協定を締結し、積極的な交流活動を開始したところである。

以上のような状況にあって、中国法の学修に力を注ぎ、これを特色の一つとしている静岡大学大学院法務研究科（法科大学院）は、何らかの形で有意義な支援を行うことを模索していた。このような趣旨を踏まえ、静岡大学と交流協定を締結している浙江大学の光華法学院の教授を招聘し、中国におけるビジネス法制の実態に関する報告をしていただき、中国ビジネス法制の特質および最新の動向についての理解を深める学術シンポジウムを企画していた。

以上のいきさつを経て、共催者の静岡県弁護士会、静岡大学人文社会科学部アジア研究センター、および後援者の静岡県、静岡商工会議所、一般社団法人静岡県商工会議所連合会による多大なサポートをいただく中で、2012年12月1日午後、B-nest 静岡市産学交流センター7階大会議室において、「中国ビジネス法制の実態」と題する学術シンポジウムが開催された。

今回のシンポジウムは、主に報告、コメントおよび質疑応答という3つの部分によって構成され、それぞれの概要は次の通りである。

第一の部分において、浙江大学光華法学院の二人の教授は、行政制度および破産制度という二つの側面から中国ビジネス制度の特徴に関する解析を行った。具体的には、中国法学会行政法研究会常務理事の章剣生教授は、「中国ビジネス活動における行政の役割—行政許可法の規定を中心に」をテーマとして、中国改革開放政策の歴史を踏まえつつ、経済活動の自由保障の視点から行政許可法の担うべき役割を説明した。すなわち、現在の中国では、日本法の考え方と異なり、経済活動に対する行政上の干渉を積極的に認める傾向があり、その結果、自由活動から生まれる経済の活発化

が制限される恐れが生じている。そして、行政許可法は、一見して行政規制を正当化する法律に見えるが、中国の歴史的経緯を踏まえると、むしろ行政の役割を制御する役割を有している。章教授は、報告において、行政許可法の条文解釈の作業により過度な行政上の干渉を制限し、経済活動における自由度を保障すべきことを提案している。

章教授の報告に続き、中国法学会民事訴訟法学研究会常務理事・浙江大学アジア法律研究センター主任の翁曉斌教授は、「中国民間企業における倒産及び再建・再編の現状—浙江省の司法実務を踏まえた検証」をテーマとして、具体的なデータを取り上げながら、ミクロの観点から中国倒産法実施の状況を解説した。つまり、いわゆる「国進民退」の潮流のなか、中国の民間企業は、資金調達や融資面では国有企業と比較して公平に取り扱われておらず、近時輸出不振などの影響により、業績が大幅に落ち込む傾向がある。しかしながら、中国の民間企業は労働集約型が中心となっており、多くの労働者を雇用しているため、中国政府にとって、それらの民間企業を如何に再建・更生させるかは喫緊の課題となっている。こうした社会的背景の中、今まで倒産法制度を積極的に利用せずに、政府主導の下で民営企業の再建・再編を図ってきた手法は、近時多くの倒産企業が現れたため、現状に対応しきれなくなってきた。そこで、2007年に施行された破産法を如何に有効に活用させるかが重要な課題として浮上してきた。以上の状況を踏まえ、翁教授の報告は、破産法立法の経緯、その特徴および現在直面している緊急の課題などを複眼的に検証していた。とりわけ、浙江省は中国において有数の民間企業が集中している地域であるため、本報告を通じて、倒産法制の適用に関する最新かつ具体的な動きを把握することができた。

なお、以上の二つの報告に対して、恒川隆生教授および山下善弘教授がそれぞれの冒頭で解説を行った。

続いて第二の部分において、日中両国の文化、法制度に精通している日本国際貿易促進協会顧問の高木喜孝弁護士は、急激に変貌する「社会主義市場経済」の法と制度を紹介しつつ、両報告に対し大変有益なコメントを付け加えた。コメントでは、外資関連法、国有企業改革の最新動向、物権法、労働関係法などについて解説が加えられたため、シンポジウムの参加者にとって、より立体的に中国のビジネス法制を理解することができた。

最後の質疑応答の部分において、倒産法制、行政法の専門家、および実務の第一線で活動している弁護士などから次々と質問が出され活発な議論が展開された。一連の質問、応答を通じて、中国におけるビジネス活動の政府の役割、中小企業再建・再生の最新動向などに対する理解がさらに深められた。

そこで、以下では当日の報告、コメントの内容を本誌に掲載することにした。一連の論稿は、中国におけるビジネス法制の実態の理解に資するであろう。